

30—01 P U D T

審判請求書の補正と要旨変更

1. 審判請求書の補正

(1) 審判を請求する者は請求書を特許庁長官に提出するが、その請求書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。

したがって、特許、実用新案（平成5年法前の旧実用新案を含む）、意匠、商標の審判では、次の事項についての補正で請求書の要旨を変更するものは認められない。

ア 当事者など

イ 事件の表示

ウ 請求の趣旨及びその理由

(2) ただし、無効審判を除く特許、旧実用新案、意匠、商標の審判の請求の理由については、この限りでない（特§131の2①ただし書一、平5附4旧実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(3) 無効審判の請求の理由については以下のとおり（→51—04）。

ア 特許、旧実用新案、意匠、商標の無効審判においては、請求の理由の補正であっても、請求書の要旨を変更するものであってはならない（特§131の2など）。

イ 平成6年1月1日以降に新実用新案として登録されたものに対して請求された登録無効審判においては、請求の理由の補正は、請求書の要旨を変更するものであってはならない（実§38の2①）。

ウ 特許、新実用新案、旧実用新案、意匠の無効審判においては、審判長により請求の理由の要旨を変更する補正が許可される場合がある（特§131の2①ただし書二、実§38の2ただし書、平23附§19②旧実§41、意§52）。

(4) 訂正審判請求書の記載が、記載要件（特§131③）を満たさないときには、審判長は特§133①の規定により補正を命じるが、当該命じられた事項についてされる補正に限り、要旨を変更する補正が認められる（特§131の2①ただし書三）。

2. 当事者などの補正

(1) 請求人

請求人の補正は、請求人の同一性が失われないとき（例えば誤記の訂正）を除いて要旨変更となる（→22—01の9.）。

(2) 被請求人

被請求人の補正は、被請求人の同一性が失われないときを除いて要旨変更となる（→22—01の9.）。

共有者の一部のみを被請求人として表示した無効審判の請求において、被請求人に残りの共有者を補充することは原則として要旨変更となる（→22—03、51—05の2.）。

(3) 法人の代表者

当事者が法人であって、代理人がないときに請求書にその請求人の代表者名が欠落していることを補充し、また表示されている代表者名を変更する補正は、要旨変更とならない。

(4) 代理人

代理人の氏名の誤記を補正することは要旨変更とならない。弁護士・弁理士の場合、住所についての補正は要旨変更とならない。また、代理人が特許業務法人であって、請求書にその代理人の代表者名が欠落していることを補充し、また表示されている代表者名を変更する補正は、要旨変更とならない。

3. 事件の表示及び請求の趣旨の補正

(1) 出願番号又は権利番号の補正

出願番号又は権利番号の表示に誤りがあり、それを補正した場合、その誤りが単なる誤記などのように、その補正によって審判請求の対象の同一性を失わないときに限って要旨変更とならない（→21—05）。

(2) 請求の趣旨及びその理由の補正

ア 審判請求の対象である権利番号の補正（→(1)）

イ 特許（実用新案登録）無効審判の対象を特許（実用新案登録）請求の範囲に記載されたある請求項に係る発明（考案）から別の請求項に係る発明（考案）に変

える補正は要旨変更となる。

ウ 特許（実用新案登録）無効審判の請求の対象が、ある請求項に係る発明（考案）であったが、審判による訂正（訂正請求）の結果によって別の請求項に係る発明（考案）となったとき、訂正後の請求項に係る発明（考案）を請求の対象とする補正は要旨変更とならない。

エ 商標登録の無効の審判の請求を商標登録の取消の審判の請求とする補正は要旨変更となる。

オ 訂正審判における添付明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（→54—05.1）

カ 訂正請求における添付明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（→51—14 の3.）

キ 意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判において、補正の却下の決定の日付を変更する補正は要旨変更となる（明白な誤記の場合を除く）。

4. 請求の理由の補正（→1. (2)(3)）

5. 商標登録異議申立書の要旨の変更（→66—03 の3.）

6. 特許異議申立書の要旨の変更（→67—04 の2.）

（改訂 H27.2）

30—02 P U D T

一事不再理

1. 一事不再理

次に掲げる審判の審決が確定（→46—00）したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判（この節 30—02 において「同一審判」という。）を請求することができない（特 § 167、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

- (1) 無効審判
- (2) 延長登録無効審判
- (3) 商標登録取消審判

この規定をおいた理由は、同一の事実及び同一の証拠に基づく 2 個以上の矛盾する確定審決の発生を防止すると同時に、乱訴を防いで同一審判について同じ手続を繰り返す煩わしさを免れさせようとするものである。

この一事不再理の効力は確定審決の効力の一つである。

一方、審判に関与していない者にまで確定審決の効力が及ぶとすることは、民事訴訟の例と比較した結果、妥当でないため、第三者については同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができる（※）。

※第三者にまで効力が及ぶことについては、第三者の審判で争う権利を制限することは不合理であるとの指摘があり、この点、民事訴訟において判決の効果が第三者にも拡張される場合との対比によっても、その妥当性が認められないことなどから、平成 23 年の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日施行）において第三者効が廃止された（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第 22 版〕）。

2. 同一審判の定義

同一審判とは、請求の趣旨が同一である審判、言い換えれば請求の趣旨の対象となっている権利が同一であり、かつ種類が同じである審判と解される。

3. 同一の事実、同一の証拠

(1) 同一の事実

同一の事実とは、無効、取消審判において無効、取消事由として主張する事実が同一であることをいう(東高判昭 44.6.28 (昭 39 (行ケ) 161 号、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件)、東高判昭 54.2.28 (昭 46 (行ケ) 128 号、「ダクト等の素板端辺におけるハゼ形成装置」事件))。

例えば、確定審決が、本件考案が刊行物記載の考案と同一であるとの請求理由についてされたものであるのに対し、本件考案が同じ刊行物記載の考案からきわめて容易に考案をすることができたものであるという請求理由による審判の請求は、異なる事実に基づく審判の請求とされる(昭 45 審 3957 号 (昭 50.4.2、「金属編籠の縁編組装置」事件))。

(2) 同一の証拠

同一の証拠とは、同一性のある証拠の意味である。

証拠自体が異なっても、内容が実質的に同一である場合には同一の証拠と解した裁判例(後掲裁判例①、知財高判令 2.6.11 (令 1 (行ケ) 10077 号、「平底幅広浚渫用グラブバケット」事件)、同旨大判大 9.10.19 (大 8 (オ) 184 号))がある。

また、同一刊行物であっても、引用部分を異にし、立証しようとする技術内容が異なる場合には同一の証拠であるとはいえない(東高判昭 44.6.28 (昭 39 (行ケ) 161 号、「グルクロノラクトンの製造に供しうる酸化澱粉液の製造法」事件))。

なお、特 § 167 に関する審決又は裁判例のうち、後の無効審判請求で初めて提出された証拠を新証拠と認めなかったものがある(後掲裁判例②、③)。

4. 同時係属の他の審判事件に対する適用

特 § 167 の規定の趣旨は、ある特許につき無効審判請求が成り立たない旨の審決(請求不成立審決)が確定した後に新たに上記無効審判請求におけるのと同じ事実及び同一の証拠に基づく無効審判請求をすることが許されないとするものであるので、請求不成立審決の確定時点(審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日より前である場合は、確定審決の登録時点(最一小判平 12.1.27 (平 7 (行ツ) 105 号、「クロム酸鉛顔料およびその製法」事件)))において既に係属している無効審判請求に対し特 § 167 の規定は適用しない。

5. 確定審決が却下の審決である場合

特 § 167 の規定は、審判請求人の提出した一定の事実並びに証拠をしん酌して特許の効力その他同条所定の事項に関する審判請求の実体につき審理を遂げたのち審判されたことを前提（→1.）として適用されるべきものであるから、審判請求がその他の理由例えば利害関係人でない者の提起にかかわるとの理由で排斥（却下）されたような場合には、前示法条の適用はないと解すべきであるとした裁判例（大判昭 5.12.24（昭 5（オ）693号、「扱齒製造機」事件））がある。

6. 請求人適格とその一事不再理

請求人適格としての利害関係なしとの理由をもってされた審判請求却下の審決が確定したとき（審決の登録が平成 24 年 4 月 1 日よりも前である場合は、確定審決の登録があったとき）は、請求人適格としての利害関係に関し同一の事実を主張し、かつ同一の証拠を提出して同一審判を請求することはできないとされた裁判例（大判昭 17.11.10（昭 17（オ）187号、「液體トワストノ接觸ヲ爲サシムル装置」事件））がある。

7. 判定の一事不再理

判定には一事不再理の適用はない（→58—03 の 1.（6））。

8. 特許（商標登録）異議の申立ての一事不再理

特許（商標登録）異議の申立てには一事不再理の適用はない。

9. 繰り返し請求される無効審判事件への対応

ほぼ同一の無効理由によって先の審決と異なる判断を求めることは、信義則の観点からも不適切である。よって、合議体は、先の審決と矛盾した判断を行わないよう、一事不再理とすべきとまでは言えない場合（例えば、先の審判の確定前に同一内容の無効審判の請求があったとき又は確定後にほぼ同一の無効理由の審判請求があったときなど）であっても、先の審決とほぼ同一の論理構成で結論を導けるものに対する審理は、先の審理結果を踏まえて行う。その際、口頭審理を行わずに書面審理とするなど、当事者の負担に配慮し効率的審理指揮を行うことが望ましい。

先の審判の審決確定前に請求されたものについては、信義則に関して、原告が既に先行事件において無効理由として主張し、先行事件審決及び先行訴訟判決で退けられた主張について、本件無効審判の請求が先行事件審決（先行事件判決）の確定前になされたものであり、特 § 167 が定める効力が本件無効審判に及ばないとしても、これを奇貨として、先行事件におけるのと同様の主張を（本件審決の取消事由として）本件訴訟において行うことは、実質的に前訴の蒸し返しに当たり、訴訟上の信義則に反するものとして許されないとした裁判例（知財高判平 30.6.19（平 29（行ケ）10153 号、「熱間プレス用めっき鋼板」事件））がある。

なお、本件審判請求における請求の理由が先の確定審決において判断された請求の理由に対して要旨を変更するものとなっている場合には（→51—16）、先の審判において主張・立証が尽くされたものを蒸し返すものではないから、信義則の問題は生じない。

同一の事実及び同一の証拠に関する裁判例

内容	関連項目
<p>① 知財高判平 26. 3. 13(平成 25 (行ケ) 10226 号、「KAMU I」事件)</p> <p>無効審判請求においては、「同一の事実」とは、同一の無効理由に係る主張事実を指し、「同一の証拠」とは、当該主張事実を根拠づけるための実質的に同一の証拠を指すものと解するのが相当である。そして、同一の事実（同一の立証命題）を根拠づけるための証拠である以上、証拠方法が相違することは、直ちには、証拠の実質的同一性を否定する理由にはならないと解すべきである。このような理解は、平成 23 年法律第 63 号による特許法 167 条の改正により、確定審決の第三者効を廃止することとし、他方で当事者間（参加人を含む。）においては、紛争の一回的解決を実現させた趣旨に、最も良く合致するものというべきである。</p>	3. (2)
<p>② 知財高判平 18. 4. 11(平 17 (行ケ) 10467 号、「包装」事件)</p> <p>本件審判請求において、原告が確定した先の審決と「同一の事実」に基づく主張をしている以上、特許法 167 条に反しないのは、それが新たな証拠に基づくときに限られる。ここにいう新たな証拠とは、被告特許の無効理由を立証するための証拠であって、先の審判請求におけるものとは実質的に異なるものをいう。・・・しかし、甲第 8 ないし第 10 号証（審判甲 7 ないし 9）は、先の審決の判断の誤りを指摘し、立証するために提出するものであり、被告特許の明細書に物を作る方法が記載されていないことを立証するためではないと、原告自身が主張している。・・・そもそも、審決の取消事由を立証するための証拠は、当該審決に対する取消訴訟を提起して、その訴訟において提出すべきであって、審決が確定した後に、先の審判請求の請求人（原告）が同じ特許について再度の無効審判請求をして、既に確定した審決の取消事由を立証するための証拠を提出することは、特許法 167 条の趣旨に照らして許されないと解される。</p>	3. (2)

<p>③ 東高判平 16. 3. 23(平 15 (行ケ) 43 号、「金属触媒担体を膠着しろく付けする方法」事件)</p> <p>本件無効審判請求が先の無効審判請求と同一の証拠に基づくものであるかをみるに、先の無効審判において審判請求人(原告)の主張が排斥された争点は、審判甲第 1 号証、第 2 号証及び第 3 号証に記載されているところから導かれる公知技術との対比における「本件発明の構成 C の容易想到性」である。審決は、「二つの部材を接着する際に、必要に応じて任意の形状の接着領域で部分的に接着することがあることは、当業者のみならず、一般に慣用されている」との事実を認定しており、そこに誤りがあると認めることはできないのであって、先の無効審判では、上記対比において勘案されるべき一般慣用技術の有無も、審理の対象となつて、当該公知技術からの容易推考性の有無が審理され、判断されたと認めるべきであり、そのような一般技術常識を証明すべき証拠のないことも、審理の結果判断されたというべきである。したがって、上記一般技術常識を証明すべき証拠を、前記同一の事実に基づく後の審判において提出することは許されず、上記一般技術常識を証明するにすぎない審判甲第 5 号証及び審判甲第 6 号証を新たな証拠とすることはできないとした審決の判断に誤りはない。</p>	3. (2)
<p>④ 知財高判平 28. 9. 28(平 27 (行ケ) 10260 号、「ロータリーディスクタンブラー錠及び錠」事件)</p> <p>ア 特許法 167 条・・・の趣旨は、排他的独占的権利である特許権(同法 68 条)の有効性について複数の異なる判断が下されるという事態及び紛争の蒸し返しが生じないように特許無効審判の一回的紛争解決を図るために、当事者及び参加人に対して一事不再理効を及ぼすものと解される。</p> <p>先の特許無効審判の当事者及び参加人は、同審判手続において無効理由の存否につき攻撃防御をし、また、特許無効審判の審決の取消訴訟が提起された場合には、同訴訟手続において当該審決の取消事由の存否につき攻撃防御をする機会を与えられていたのであるから、「同一の事実及び同一</p>	3. (1)及び(2)

<p>の証拠」について狭義に解するのは、紛争の蒸し返し防止の観点から相当ではない。</p> <p>イ この点に関し、平成23年法律第63号による改正前の特許法167条においては、一事不再理効の及ぶ範囲が「何人も」とされており、先の審判に全く関与していない第三者による審判請求の権利まで制限するものであったことから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義を拡張的に解釈することについては、第三者との関係で問題があったということが出来る。しかし、上記改正によって第三者効が廃止され、一事不再理効の及ぶ範囲が先の審判の手續に関与して主張立証を尽くすことができた当事者及び参加人に限定されたのであるから、「同一の事実及び同一の証拠」の意義については、前記アのとおり、特許無効審判の一回的紛争解決を図るといふ趣旨をより重視して解するのが相当である。</p>	
<p>⑤ 知財高判平 27. 8. 26(平 26 (行ケ) 10235 号、「洗淨剤組成物」事件)</p> <p>特許発明が出願時における公知技術から容易想到であったというためには、当該特許発明と、対比する対象である引用例（主引用例）に記載された発明（主引用発明）とを対比して、当該特許発明と主引用発明との一致点及び相違点を認定した上で、当業者が主引用発明に他の公知技術又は周知技術とを組み合わせることによって、主引用発明と、相違点に係る他の公知技術又は周知技術の構成を組み合わせることが、当業者において容易に想到することができたことを示すことが必要である。そして、特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なれば、特許発明との一致点及び相違点の認定が異なることになり、これに基づいて行われる容易想到性の判断の内容も異なることになるのであるから、主引用発明が異なれば、無効理由も異なることは当然である。</p> <p>（中略）</p> <p>また、主引用例は、特許発明の出願時における公知技術を示すものであればよいのであるから、甲1文献のように出願時における周知技術を示す文献であっても、主引用例になり得ることも明らかであり、これを主引用例たり得ないとする理由はない。さらに、主引用発明が同一であったとし</p>	<p>3. (1) 及び(2)</p>

ても、主引用発明に組み合わせる公知技術又は周知技術が実質的に異なれば、発明の容易想到性の判断における具体的な論理構成が異なることとなるのであるから、これによっても無効理由は異なるものとなる。

よって、特許発明と対比する対象である主引用例に記載された主引用発明が異なる場合も、主引用発明が同一で、これに組み合わせる公知技術あるいは周知技術が異なる場合も、いずれも異なる無効理由となるというべきであり、これらは、特許法167条にいう「同一の事実及び同一の証拠」に基づく審判請求ということとはできない。

(改訂 R5.3)

30—03 P U D T

審理の併合又は分離

1. 審理の併合

(1) 審理の併合の意義

ア 審理の併合の定義

審理の併合とは、二以上の審判事件を同一の審判手続によって審理することをいい、当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる（特§154①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

ただし、適用される法律が異なるため、無効審判における当事者の攻撃防御に関する手続が大きく異なる事件の併合は原則として行わない。

イ 審理の併合の目的

審理の併合は、審理の重複を避けて審理手続を簡素化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことを目的として行われる。

（例）特許について複数の無効審判が請求されたとき、それぞれの審判ごとに訂正請求が提出されると、審決の確定の先後により審理の対象が異なり錯綜するので、審理の併合を活用し、訂正請求等の手続を共通化する。

(2) 審理の併合の要件

ア 当事者の双方又は一方の同一性

「当事者の双方」又は「当事者の一方」が同一人であれば良く、当事者系の審判事件であっても、査定系の審判事件であっても、それぞれ審理を併合することができる。

イ 二以上の審判

審理の併合をすることができる「二以上の審判」は、同種類の審判とする。

なお、再審については、特許無効審判及び、延長登録無効審判の確定審決に対する再審に併合・分離についての規定を準用している（特§174③、実§45、意§58④、商§61）。

ウ 審理の併合の必要性

審理の併合により前記審理の併合の目的を達成することが期待できると判断されることが必要である。併合の目的を達成することが期待できるものとしては、例えば、次のものが考えられる。

- (ア) 同様な証拠調べがあるもの。
- (イ) 対象となる発明の技術的な基礎が共通しているもの。
- (ウ) 引用例・証拠方法が同じであるもの。
- (エ) 同一の権利に対する複数の無効審判。

特許、意匠、商標、新実用新案、旧実用新案の無効審判の請求の理由は、その要旨を変更する補正は認められないので、無効理由を異にするものについては、併合審理の目的に沿い審理の迅速化の観点から、併合審理とするか否か判断する。

エ 審理を併合する時期

審理の併合をすることができる時期は、審理の終結前までである。

(3) 審理の併合の手続

ア 審判官（合議体）による判断

審理の併合をするか否かの判断をする権限を有する者は合議体であり、合議体は自由な判断に基づいて職権でその決定をすることができる。

イ 審理の併合の通知

審判長は、審理を併合するときは、その旨を当事者に通知する。

(4) 審理の併合の効果

ア 審決

審理を併合した審判事件については、同時に同一の審決書で併合された事件ごとに審決することができる。

イ 提出書類、証拠方法等の利用

二以上の審判の審理が併合された場合には、併合前にそれぞれの審判事件について提出又は提示された書類その他の物件、それぞれの審判事件の審理において得られた証拠方法等は、併合された審判事件において利用することができる。

ただし、前記の証拠方法を併合された審判事件の審理において採用する場合には、特 § 153（職権による審理）、特 § 150（証拠調べ及び証拠保全）、特 § 134（答弁書の提出等）、特 § 159②の規定により準用する特 § 50（拒

絶理由の通知)の規定の趣旨からみて、当事者に対して、関連する特許等について意見を申立て又は答弁書を提出する機会を与えなければならないと解する。例えば、A、Bの二特許無効審判事件を併合し、A審判事件について提出された無効理由Xにより、B審判事件に係る特許B1をも無効にしようとする場合であって、B審判事件について無効理由Xに対する答弁書を提出する機会が与えられていないときは、併合された審判事件の審理において特許B1について前記の趣旨の答弁書を提出する機会を与えなければならない。

(5) 判定における審理の併合

判定については、二以上の判定について、その審理を併合し、またさらにその審理の分離をすることができる(特§71③、実§26→特§71③、意§25③、商§28③)。

なお、目的、要件、手続及び効果については、審判の例による。

(6) 便覧中の審理の併合に係る項目一覧

ア 審決の手続	→ (45—01の4.)
イ 当事者系審決の記載事項	→ (45—03の2.)
ウ 審決、決定の結論の表示方法	→ (45—04の5.(3))
エ 特許(登録)無効審判の審理	→ (51—09の5.)
オ 訂正審判の審理	→ (54—06の4.)
カ 判定の審理	→ (58—02の2.(4))
キ 商標登録異議申立てについての審理	→ (66—05の1.(2))
ク 特許異議の申立てについての審理	→ (67—07)

2. 審理の分離

(1) 審理の分離の意義

審理の分離とは、審理の併合をしたもの、すなわち、二以上の審判事件を同一の審判手続によって審理することとしたものを分離することを言い、審理の併合をしたときは、さらにその審理の分離をすることができる(特§154②、実§41、意§52、商§56①、§68④)。

これは、ある審判事件が他の審判事件と関連性がないと認められ、したがって同

一手続で審判する必要がないのみならず、かえって審理の複雑化及び遅延の原因になっていると認められる場合に、審理を分離し、各別の手続によって審理することにより、手続の簡明と促進を図るものである。

(2) 審理の分離の要件

審理の分離をすることができるのは、審理を併合した場合に限られる。

(3) 審理の分離の手続

ア 審判官（合議体）による判断

審理の分離をするか否かの判断をする権限を有する者は合議体であり、合議体は自由な判断に基づいて職権でその決定をすることができる。

イ 審理の分離の通知

審判長は、審理を分離するときは、その旨を当事者に通知する。

(4) 審理の分離の効果

分離された審判事件は、別個独立の審理手続で審理判断され、審決も別々にされることになる。

分離までに提出された書面等の証拠資料は、双方の手続に共通に効力を有する。

(改訂 R1.6)

30—04 P U D T

合議体（審判官）の面接

「面接ガイドライン【審判編】」を参照のこと。

(改訂 H27.2)

30—07 P U D T**手続をする者が不適切な場合の取扱い**

1. 審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をするを命じることができる（特§13①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。
2. 審判長は、手続をする者の代理人がその手続をするのに適当でないと認めるときは、その改任を命じることができる（特§13②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。
3. 審判長は、上記1.、2.の場合は弁理士を代理人とすべきことを命じることができる（特§13③、実§2の5②、意§68②、商§77②）。
4. 審判長は、上記1.、2.の命令をした後に上記1.の者、上記2.の代理人が特許庁に対してした手続を却下できる（特§13④、実§2条の5②、意§68②、商§77②）。

(改訂 H14. 10)